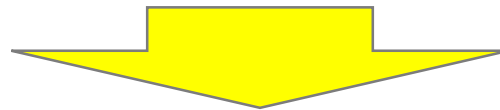


今回の子ども子育て会議の審議等の進め方について

次期いわて子どもプラン(仮称)の策定方針(案)

- ① いわて県民計画(2019~2028)の実効性を高めるとともに、「こども基本法」等の趣旨に則り、本県の「都道府県こども計画」を策定する。
- ② プランにおいては、国のこども大綱を踏まえ将来(5年後)のあるべき姿を明示する。
- ③ ライフステージごとのこども施策の推進に関する具体的な施策の方向性を示す。
- ④ プランにおいては、県、市町村、関係団体など他の主体との関わり方の方向性を示す。
- ⑤ 策定に当たっては、こどもや子育て当事者等からの意見を広く伺う。



今回の会議で伺いたい御意見

前回の会議において、提示させていただいた上記の策定方針に基づき、策定作業を進めている計画の概要(案)について、事務局から説明します。

⇒ これらを踏まえ、それぞれの御専門の立場等から

- ・ **計画に盛り込むべき事項**
- ・ **施策を取り組んでいくに当たって留意すべき点**

などについて、御意見をお願いいたします。

**(1) 次期「いわて子どもプラン（仮称）」の
策定状況について**

次期いわて子どもプラン（仮称）の策定等について（概要）

1 趣旨

こどもを中心におき、社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もがこどもをすこやかに育みやすいと実感できるいわてを目指し、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を取り入れながら、県のこども施策を総合的に推進するために策定する。

2 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

3 計画の性格位置づけ（策定根拠）

- (1) いわての子ども健やかに育む条例 に基づく 「実施計画」
- (2) こども基本法 に基づく 「都道府県こども計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法 に基づく 「都道府県行動計画」
- (4) 子ども若者育成支援推進法 に基づく 「都道府県子ども若者計画」
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律 に基づく 「都道府県計画」
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 に基づく 「ひとり親家庭等自立促進計画」

4 主な策定スケジュール

- | | |
|---------|----------------------|
| 令和6年9月 | 子ども子育て会議への策定状況の報告 |
| 令和6年11月 | 子ども子育て会議における計画素案の審議 |
| 令和6年12月 | 計画素案に対するパブリックコメントの実施 |
| 令和7年2月 | 子ども子育て会議における計画最終案の審議 |

計画の全体構成（案）

第1章 計画に関する基本的な考え方

- 1 計画の位置付け・性格
- 2 計画期間
- 3 計画の構成

第2章 本県の子ども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

- 1 少子化の動向
(合計特殊出生率、出生数、子どもの数の状況 等)
- 2 結婚を取り巻く状況
(未婚率、婚姻件数、婚姻率、平均初婚年齢 等)
- 3 子育て家庭の状況
(世帯当たり人員数の状況、働く女性の状況、出産年齢の状況、分娩を取扱う医療機関の状況、保育所等入所待機児童数の状況、一般事業主行動計画の策定の状況、ひとり親家庭の状況、岩手県子どもの生活実態調査(R5年度実施)の結果 等)
- 4 要保護児童等の状況
(児童虐待の対応状況、要保護児童数・里親委託の状況 等)
- 5 東日本大震災津波による子どもへの影響
- 6 本県の子どもと家庭をめぐる現状認識

第3章 目指す姿及び推進する施策(詳細別記)

- 1 目指す姿 (こどもの視点等の追記)
- 2 目指す姿指標
- 3 推進する施策
- 4 推進する施策を構成する具体の取組
(ライフステージごとに子ども施策を整理)

第4章 計画推進に向けて

- 1 計画推進のための役割
(市町村、子ども・子育て支援機関等、事業主、県民 等)
(他の主体との関わり方の方向性を示す)
- 2 計画の推進体制
- 3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

朱書き箇所：主な変更

※ 全体構成は、現時点のものであり、今後、変更の可能性あり。

第1章 計画に関する基本的な考え方

- いわての子どもを健やかに育む条例に基づき、こども基本法で示された6つの基本理念に対応する内容とする。
- 政策推進プランと各種個別計画のこどもに係る施策を体系的に整理して策定し、人口減少の進行やデジタル化の進展など、社会経済情勢の変化についても記載する。

＜いわての子どもを健やかに育む条例の基本理念＞

第3条 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。

3 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

「児童の権利に関する条約」の4原則である「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」に係る規定



こども基本法の6つの基本理念

すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

計画の位置付け・性格、計画期間、計画の構成等は、前掲（スライド1、2）のとおり

第2章 本県のこどもと家庭をめぐる状況

- 本県のこどもを取り巻く状況の変化（出生数、こどもの数の状況など）について、掲載する。
- 令和5年度に県が実施した「ひとり親家庭等実態調査」、「子どもの生活実態調査」等の結果（概要）を掲載し、本県のこどもと家庭をめぐる現状認識を整理する。

3 出生数、婚姻数、合計特殊出生率の推移

(1) 出生数
本県の令和5年の出生数は5,432人で、前年に比べて356人減（前年比▲6.2）となり、減少幅が縮小。

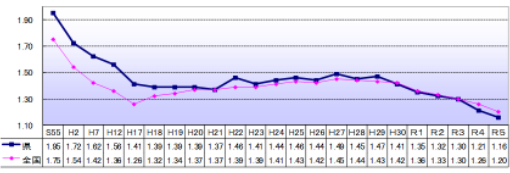


(2) 婚姻件数
本県の令和5年の婚姻件数は3,376組で、前年に比べて132組減（前年比▲3.8）となり、減少幅がやや縮小。



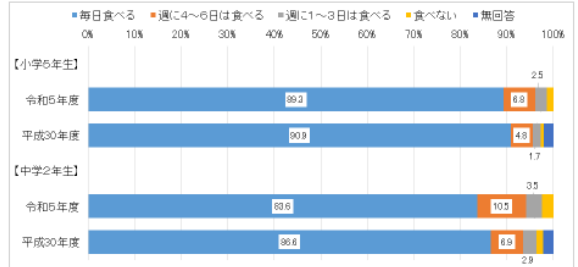
3 出生数、婚姻数、合計特殊出生率の推移

(3) 合計特殊出生率
 ・ 本県の令和5年の合計特殊出生率は1.16で、前年に比べて0.05ポイント減少し、全国89位（前年89位）。
 ・ 近年は、全国同様の推移だったが、令和4年に続き、全国を下回る数値となった。
 ・ 令和4年と比較すると、前年からの減少幅は縮小（令和4年 0.09ポイント）



2 調査結果のポイント(重点施策)

② 朝食を毎日食べる子どもの割合 **〈重点施策②〉生活の安定に資するための支援**
 設問：あなたは朝ご飯をいつも食べていますか。【児童生徒回答】



<ポイント>
 ・ 朝食を「毎日食べる」と回答した児童生徒の割合は、前回調査と比較して、小5では1.6ポイント、中2では3ポイントとやや減少した。

こどもと家庭をめぐる
 現状認識の項目例（仮）



- こどもの視点の追加
- 少子化の更なる伸展
- 婚姻行動の変容
- 安心して出産できる環境の整備
- 養育者の育児不安
- 仕事と子育ての両立に向けた環境整備
- ひとり親家庭の支援の充実
- こどもの貧困対策の必要性
- 児童虐待対応件数の増加
- 社会経済環境の変化に伴う影響への配慮
- ライフステージに応じた支援の必要性 等

第3章 目指す姿及び推進する施策（案）

1 目指す姿（案）

こどもを中心に、社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もがこどもをすこやかに育みやすいと実感できるいわて

<考え方>

第2章における現状等を踏まえ、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主、県民が参加・連携・協力し、実現に向けて取り組んでいくもの

2 目指す姿指標（案）

合計特殊出生率、男性の家事時間割合、総実労働時間

<考え方>

本計画は、いわて県民計画（2019～2028）における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定する。

※ 年度目標値は、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標を設定。当該プランは令和8年度までを計画期間としているため、次期プランの策定時点で、年度目標値を置き換え

3 推進する施策（案）

- (1) **こども若者の最善の利益を図るための施策を推進する**
- (2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する（誕生前から幼少期まで）
- (3) こどもの健やかな成長を支援する（学童期・思春期）
- (4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期）
- (5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する
- (6) 安心して生み育てる社会環境づくりを推進する
- (7) 東日本大震災津波の影響を受けたこどもや保護者を支援する

4 推進する施策を構成する具体の取組（案） 一覧

(1) (仮) 子ども若者の最善の利益を図るための施策を推進する

- ア 子ども・若者を権利の主体として認識し、最善の利益を図ります
- イ 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴取します
- ウ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくります

ライフステージごとの推進施策

(2) (仮) 子どもの将来にわたるスタートのための支援を推進する(誕生前から幼少期まで)

- ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します
- イ 安全・安心な出産環境を整備します
- ウ 多様な保育サービスの充実を図ります

(3) (仮) 子どもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期)

- ア 心身ともに健やかに生活できる環境をつくります
- イ 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます
- ウ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】
- エ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】
- オ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】
- カ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます
- キ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります
- ク 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます
- ケ 地域に貢献する人材を育てます

(4) (仮) 健全で自立した子どもを育み、若者の活躍を支援する(青年期)

- ア 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりを推進します
- イ 愛着を持てる地域づくりを推進します
- ウ 青少年を事件・事故から守る環境づくりを推進します
- エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します

(5) (仮) 困難な状況に置かれている子ども、子育て世帯を支援する

- ア 子どもの貧困対策を推進します
- イ 児童虐待防止対策を推進します
- ウ 社会的養育体制の充実を図ります
- エ ひとり親家庭の自立を支援します
- オ ヤングケアラーの支援体制を構築します
- カ 女性・若者・障がい者などの職業能力開発を支援します

(6) (仮) 安心して生み育てる社会環境づくりを推進する

- ア 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
- イ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます
- ウ 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります
- エ 仕事と生活を両立できる環境をつくります
- オ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります
- カ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します
- キ 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくります
- ク 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します

(7) (仮) 東日本大震災津波の影響を受けた子どもや保護者を支援する

- ア 被災によるトラウマ等を抱える子どもや保護者を支援します
- イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します

本プランは、子どもを中心においた施策を推進するものであることから、その趣旨をより明確にするため、現行のいわて子どもプランに記載のある次の取組については、他の計画において推進していくこととします。

- ・ つながりや活力を感じられる地域コミュニティを基盤に、自助、共助、公助による防災体制をつくります
- ・ 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます
- ・ 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます
- ・ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります
- ・ 生涯を通じて学び続けられる場をつくります

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(1) (仮)こども若者の最善の利益を図るための施策を推進する NEW

- ア こども・若者を権利の主体として認識し、最善の利益を図ります
- イ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴取します
- ウ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくります

<主な現状・課題>

- こども基本法におけるこども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会活動に接する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。本県においても、「いわての子どもを健やかに育む条例」第3条にて、「子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。」と定めており、こども・若者の視点に立った施策の立案と推進が重要です。
- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながります。

<主要な施策の概要>

- **こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を十分に尊重し、尊厳を重んじ、その有する権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。**
- **こどもや若者、子育て当事者が、安全・安心な環境のもと、意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、広く発信します。これにより、こどもが関係する施策の質を向上させるとともに、こどもの意見の表明・参画機会の醸成を図ります。**

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(2) (仮)こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する(誕生前から幼少期まで)

- ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します
- イ 安全・安心な出産環境を整備します
- ウ 多様な保育サービスの充実を図ります

<主な現状・課題>

- ライフスタイルの多様化などにより、平均初婚年齢は年々上昇しており、未婚化、晩婚化が一層進んでいます。少子化の要因の一つとして、未婚化、晩婚化があげられるとともに、独身男女が結婚しない理由として、「適当な相手とめぐり合わない」ことが最も多くなっていることから、結婚を願う県民に対し出会いの場を提供する必要があります。
- 妊娠・出産から子育て期にわたり切れ目なく支援するため、こども家庭センターの設置や様々な母子保健事業の展開が求められています。
- 妊娠11週以降の届出や、妊婦健康診査の未受診者がいる中で、安心して妊娠、出産、育児等を行うため、正しい知識を得る機会や相談先の充実が求められています。
- 保育所等の受け皿整備、病児保育事業や産後ケア事業などの地域子ども・子育て支援事業の充実など、仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要です。
- 保育料については、幼児教育、保育の無償化(3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象)のほか、市町村と連携し、第2子以降3歳未満児の無償化に取り組んでおり、その負担軽減が図られてきていますが、子育て世帯の支援のため、更なる経済的負担の軽減が必要です。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(2) (仮)こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する(誕生前から幼少期まで)

<主要な施策の概要>

- 結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、県、市町村、民間団体等が連携して“いきいき岩手”結婚サポートセンターを設置・運営し、入会促進の取組などにより新規会員を確保するとともに、AIを活用したマッチング支援の強化に取り組みます。
- 安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置促進や、産後ケア事業などの妊産婦支援を推進します。
- 妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠の届出や妊婦健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者に対する指導の充実に努めます。
- 市町村が実施する放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。保育所等の運営費に対して、その経費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度の情報提供などにより、施設整備又は既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。
- 保護者の負担軽減が図られるよう、幼児教育・保育の完全無償化の実現について、国に要望します。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(3) (仮)こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期)

- ア 心身ともに健やかに生活できる環境をつくります
- イ 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます
- ウ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】
- エ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】
- オ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】
- カ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます
- キ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります
- ク 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます
- ケ 地域に貢献する人材を育てます

<主な現状・課題>

- 人口減少の進行や新型コロナウイルス感染症の影響等により、学校支援活動や公民館活動・子供会行事等の継続が困難な地域があることから、学校・家庭・地域が一層の連携・協働を図り、子どもの学びや育ちを支える仕組みづくりを推進する必要があります。
- 変化の激しい社会を生きる子どもたちの資質・能力の育成を図るため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進等により学校の教育活動の質を更に向上させ、学習効果を高める必要があります。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(3) (仮)こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期)

<主な現状・課題> (続き)

- 多様性と包摂性が重視される社会の中で、多様な価値観を認め合い、様々な人々と協働していく人間性や社会性の育成が重要であり、自他を大切にし、多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成に向けた教育の充実に取り組む必要があります。
- 小・中学校等及び高等学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることから、継続型訪問支援や随時相談支援等による地域支援など特別支援学校のセンター的機能の更なる充実を図る必要があります。
- 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置しています。本県の不登校児童生徒数は増加傾向にあることから、専門職と連携した学校の教育相談体制や、学校以外の相談機能の充実を図り、不登校の未然防止や、発生した場合の適切な支援に一層取り組む必要があります。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(3) (仮)こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期)

＜主要な施策の概要＞

- 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、子どもたちの社会参画の機会を確保しつつ、コミュニティ・スクールとの連携により、教育振興運動や地域学校協働活動の充実等に取り組みます。
- 授業等でのデジタル教科書を含むICTの効果的活用の実践に全県的に取り組むため、GIGAスクール運営支援センター等による広域的な活用支援や、全県統一の統合型校務支援システムの導入等、県と市町村が連携した取組を推進します。
- 自他の生命を大切にし、人権を尊重する心を育成するため、多様な教育活動と関連付けたカリキュラム編成や教員の指導力向上に向けた教員研修、互いの人権や多様性を認め合う機会を重視した教育実践の普及など、道徳教育及び人権教育等の充実に取り組みます。教員が子どもの人権を尊重し多様性を包摂する視点をもつことにより、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばす教育を推進します。
- 地域の特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンター的機能を担い、特別支援教育の専門性を生かしながら、幼稚園や小・中学校等及び高等学校に適切な助言や援助を行います。
- 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。不登校児童生徒の一人ひとりの状況に応じて、教育支援センター、フリースクール等民間団体等の様々な関係機関と連携し、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保するとともに、不登校児童生徒の社会的自立への支援に取り組みます。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(4) (仮)健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する(青年期)

- ア 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進
- イ 愛着を持てる地域づくりの推進
- ウ 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進
- エ 若者が活躍できる「環境づくり」の推進

<主な現状・課題>

- 青少年が自らの夢や希望を持ち、その実現に向けて主体的に行動できるとともに、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、支援する必要があります。
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の社会的自立や、それを支える家族等に対して支援を行うに当たっては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など多様な関係機関がネットワークを形成し連携する必要があります。
- 地域における体験・交流の経験は、青少年にとって学びや成長、地域への誇りや愛着の形成につながることから、主体的に活動する青少年への支援や活動機会の充実に取り組む必要があります。
- スマートフォンやインターネット環境の普及に伴い、中高生の多くが個人専用の端末を所有するようになっており、ネット利用を巡るトラブルや有害な情報から青少年を守るための対策を進める必要があります。
- 社会貢献意欲のある人材が本県と関わり活躍できるよう、若者の活躍や社会参画の促進や、若者と大人世代がともに地域社会を支える体制・意識づくりが必要です。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(4) (仮)健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する(青年期)

<主要な施策の概要>

- 職業能力・意欲の習得を支援するため、発達段階に応じたインターンシップや体験学習の提供や就業に関する相談体制の強化、高卒者等の早期離職防止及び離職後の再就職支援などの取組を推進します。
- ニートやひきこもり、過ちを犯した若者など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、悩みを打ち明けられる各種相談窓口を設置するとともに、「子ども・若者自立支援ネットワーク会議」により、関係機関・団体の連携による支援を推進します。
- 青少年が社会の一員として地域社会に参加することができるよう促すため、青少年活動交流センターを拠点として、青少年団体の活動への支援や青少年間の交流を通じた人材育成などに取り組みます。
- インターネットの適切な利用を促すため、青少年に対する情報モラルの普及啓発のほか、保護者や指導者等に対する情報メディア対応能力の養成等に取り組みます。
- 若者の主体的な活動を促すため、若者団体自らが実施する地域づくりの取組への支援や若者同士の交流機会の提供、若者と大人世代がともに地域社会を支えていくための意識啓発などに取り組みます。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(5) (仮)困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

- ア 子どもの貧困対策を推進します
- イ 児童虐待防止対策を推進します
- ウ 社会的養育体制の充実を図ります
- エ ひとり親家庭の自立を支援します
- オ ヤングケアラーの支援体制を構築します
- カ 女性・若者・障がい者などの職業能力開発を支援します

<主な現状・課題>

- 世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高いほか、親と18歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の保護者では、日頃の生活のための経済的支援のニーズが高くなっています。
- 収入に関わらず、約半数の子どもが「子ども食堂」の利用を望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。
- ひとり親家庭等の就労形態や収入は不安定な場合が多く、経済状況の影響を受けやすいことから、状況に応じた支援策の充実が求められています。
- 児童虐待防止対策においては、市町村の体制強化が不可欠であるため、母子保健と児童福祉の機能が一体となったこども家庭センターの設置について、市町村に働きかけていく必要があります。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(5) (仮) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

<主な現状・課題> (続き)

- 児童虐待の防止、早期発見・対応のためには、相談支援体制やサービスの充実とともに、地域で子どもや保護者を支えていくための地域づくりが必要です。
- 子どもや生活に関する相談のうち、特に「お金の相談・家計管理」では、母子世帯及び父子世帯の保護者において、相談できる人はいないと回答した割合が高い一方、市町村や社会福祉協議会などの公的な相談窓口が十分に活用されていません。

<主要な施策の概要>

- ひとり親家庭に対する包括的な相談支援体制を構築するとともに、生活困窮者自立支援制度による包括的支援も活用しながら、生活や教育に関する経済的な支援制度が必要な家庭に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。
- 子ども食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への取組の拡大を図ります。
- ひとり親家庭等の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進します。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

（5）（仮）困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

＜主要な施策の概要＞（続き）

- 児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応などに向けて、市町村におけるこども家庭センターの設置促進を支援します。
- 児童虐待の早期発見のため、県民が児童虐待（疑いを含む。）を発見した場合は、市町村や児童相談所等に速やかに通告するよう普及啓発を図るとともに、学校や医療機関、女性相談支援センター等、虐待を発見しやすい立場にある機関等との連携強化に取り組みます。
- ひとり親家庭等のための支援制度や相談窓口等を紹介するガイドブックを作成し相談窓口で案内を徹底することや多様な広報媒体を通じ、公的支援制度の積極的な周知・広報を行います。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(6) (仮)安心して生み育てる社会環境づくりを推進する

- ア 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
- イ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます
- ウ 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります
- エ 仕事と生活を両立できる環境をつくります
- オ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります
- カ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します
- キ 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくります
- ク 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します

<主な現状・課題>

- 警察が把握した不審者情報をリアルタイムかつ広域的に発信できる情報発信ツール（ぴかぽメール）の活用を浸透させることで、受信者側の具体的な対応に結び付ける必要があります。
- 県内における子どもが関係する交通事故は10年前と比べ約2分の1以下まで減少しているものの、過去5年間では、小学生は歩行中の事故が、中・高校生は、自転車乗用中の事故が高い割合を占めていることなどから、関係機関・団体等と連携し、次代を担う子どもを交通事故から守るための対策に取り組む必要があります。
- 県民の学びの形が大きく変化していることから、ICTを活用した学びを支援する取組を推進することが必要です。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(6) (仮)安心して生み育てる社会環境づくりを推進する

<主な現状・課題> (続き)

- 男女の多様な働き方や生き方の選択を広げるため、男女が家事・育児等を家庭内で協力しあう重要性について理解を深めることが必要です。
- 子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者に対して、地域と連携して家庭教育の重要性の啓発を図るなど、社会全体の教育力を向上させていく必要があります。
- 放課後児童クラブや放課後子供教室の質の確保のため、効果的な取組が必要です。
- 年間総実労働時間が全国平均と比較して長い状況であり、働きやすい職場づくりの取組が必要です。
- 性別にかかわらず誰もが活躍できるよう、女性の職業生活における活躍の推進や仕事と生活を両立できる環境づくり、男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備などに取り組む必要があります。
- 岩手県の人口の社会減は、18歳の進学・就職期と22歳前後の就職期に顕著となっていることから、効果的なU・ターン対策とともに、地元定着につながる取組を一層促進する必要があります。

<主要な施策の概要>

- 県警察と学校との間における粒度の高い不審者に関する情報交換のほか、各種媒体を利用したぴかぽメールの効果的な広報活動を推進します。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(6) (仮)安心して生み育てる社会環境づくりを推進する

<主要な施策の概要> (続き)

- 子どもの交通事故を防止し、安全の確保を図るため、関係機関と連携し、通学路の点検や生活道路対策の実施により、交通環境の整備を推進します。また、交通ルールの遵守と交通マナーを身につけさせるため、参加・体験・実践型の安全教育を推進するとともに、シートベルト・チャイルドシートや全ての年齢層の自転車乗車時のヘルメットの正しい着用が促進され、子どもの被害防止が図られるよう、関係機関・団体と連携した広報啓発活動に取り組みます。
- 市町村や関係機関と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、ICTを活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させるとともに、オンライン学習等、学びの継続を支える仕組みや魅力づくりに取り組みます。
- 「いわて働き方改革推進運動」の展開による長時間労働の是正の取組を推進します。
- 子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。
- 小学校・義務教育学校区内における放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するため、保健福祉部と教育委員会が連携し、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館等の公的な放課後の居場所づくりを推進します。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(6) (仮)安心して生み育てる社会環境づくりを推進する

＜主要な施策の概要＞（続き）

- 仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などによる、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）をなくし、性別にかかわらず誰もが助け合える企業風土づくりに向け、セミナーや企業見学会の開催を通じて、経営者の意識醸成や企業文化の醸成の取組を促進します。
- 首都圏等の相談窓口における相談対応や市町村と連携したU・Iターンイベント等の首都圏等在住者に対して訴求力の高い取組を進めるとともに、県外大学進学者の保護者への県内企業の情報提供や、農林水産業、医療・福祉等の各分野の人材確保の取組と連携した情報発信により、多様なニーズに対応したU・Iターンを促進します。

第3章 4 推進する施策を構成する具体の取組（案）

(7)(仮)東日本大震災津波の影響を受けた子どもや保護者を支援する

- ア 被災によるトラウマ等を抱える子どもや保護者を支援します
- イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します

<主な現状・課題>

- 震災等によりトラウマを抱える子どもの専門治療を行う「いわてこどもケアセンター」の延受診者件数は震災から10年以上経過しても大幅な減少は見られず、息の長い支援が求められています。被災地においては、生活環境の変化などによりストレスを感じることの多い子どもたちが健やかに成長していくための支援が必要です。
- 東日本大震災津波により、被災した児童生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、社会人になるまでの修学の支援や教育の充実を図る必要があります。

<主要な施策の概要>

- 「いわてこどもケアセンター」を拠点として、トラウマに対する専門的な治療、児童精神科医や臨床心理士等の専門スタッフの確保・養成、地域の子ども家庭支援者への研修を一体的に実施し、被災した子どもや家族への心のケアを継続的に実施します。
- 被災した児童生徒等が安心して学ぶことにより希望する進路を実現できるよう、「いわての学び希望基金」の活用などを通じて、就学支援等の充実を図ります。

第4章 計画推進に向けて（案）

1 計画推進のための役割

市町村、こども・子育て支援機関等、保護者、事業主、県民等の役割と各主体との関わりについて示す。

2 計画の推進体制

岩手県子ども子育て会議等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との連携を図る。

※ 市町村こども計画の策定促進等についても盛り込む予定であること。

3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

- 計画の実施状況については、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表
- 「岩手県子ども・子育て会議」等の意見や、近年多発する自然災害、社会経済環境の変化を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努める。

(2) プラン策定のための意見聴取について

こども・若者、関係者等からの意見聴取について（案）

（仮）こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する（誕生前から幼少期まで）

聴取テーマ	●第1回子ども・子育て会議資料の記載事項 ◆第1回子ども・子育て会議での委員意見	主な意見聴取事項	意見聴取先
不妊治療	●不妊治療と仕事との両立に指標実績が低い	・不妊治療の仕事への影響 ・不妊治療についての理解促進	岩手県不妊治療協議会
産後ケア	●県内市町村が実施する産後ケアの充実が課題 ◆産後ケアについて、身体的ケアに加えて精神的ケアのサポートのニーズについて聞いてほしい。産後鬱になると、産婦人科で診てもらえず、精神科でも予約待ちで、辛い思いをするという話もよく聞いている。	・妊産婦が求めるケア ・妊産婦メンタルヘルスケアの現状と課題	・市町村(県央保健所母子連絡会) ・産婦人科医会

（仮）こどもの健やかな成長を支援する（学童期・思春期）

聴取テーマ	●第1回子ども・子育て会議資料の記載事項 ◆第1回子ども・子育て会議での委員意見	主な意見聴取事項	意見聴取先
遊び場整備	●屋内の遊び場整備が課題(こども大綱_重要事項:多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり) ◆子育て支援センターは多くあって利用しているが、フロアの広さの制限がある。屋外に遊具があっても、冬は雪が降ったり夏は暑かったりして遊べないこともあるので、どういう遊び場がほしいのかアンケートを行い、政策に反映してほしい。	・遊び場に求めるもの(遊具、体験、交流、安全等) ・子どもを遊ばせていて困ったこと	子育てサポートセンター(職員、利用者)

こども・若者、関係者等からの意見聴取について（案）

（仮）健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期）

聴取テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回子ども・子育て会議資料の記載事項 ◆第1回子ども・子育て会議での委員意見 	主な意見聴取事項	意見聴取先
若者活躍	<ul style="list-style-type: none"> ●若者が地域社会で活躍できる環境づくりが課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が地域で活躍するために必要な環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者カフェマスター ・県内の若者
若者のライフプラン形成	<ul style="list-style-type: none"> ●有配偶率の低下が本県出生率低下の最大要因 ●プレコンセプションケアの推進(こども大綱_重要事項:こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供) ◆今の青少年が将来家庭を持って、子どもを産み育てていきたいかどうか、今の子どもたちがどう考えているのか知りたい。 ◆若い人の結婚観や、子どもを産んで育てていくための考え方を知りたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフプラン ・結婚や子育てに関する考え 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内高校教員 ・県内高校生
若者県内定着	<ul style="list-style-type: none"> ◆進路指導をして、支援制度を活用し資格取得後に県内で就職しても、資格がなくても稼げる企業に転職してしまうという現状があり、どうしたらよいか悩んでいる。 ◆岩手県にどれぐらい定住しているか、高校卒業して岩手県で働きたいという若者がどれぐらいいるかが実は大事だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者に選ばれる地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者カフェマスター ・県内の若者

こども・若者、関係者等からの意見聴取について（案）

（仮）困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

聴取テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回子ども・子育て会議資料の記載事項 ◆第1回子ども・子育て会議での委員意見 ■第1回青少年問題協議会での委員意見 	主な意見聴取事項	意見聴取先
子どもの居場所	<ul style="list-style-type: none"> ●自由になる時間や場所、話し相手や相談相手に対するニーズ有（ヤングケアラー実態調査） ◆子どもも保護者も余裕がなく、実際、学校生活にも影響していると思う。フルタイムで働く人が増え、学童も増えたということは、充実しているように見えながら、子どもは家に帰れば、7時、8時でもう寝る時間で何となく落ち着かず、どこが本当の居場所なのかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所での相談内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所ネットワーク いわて構成団体 ・県内中学生
悩み相談	<ul style="list-style-type: none"> ●学校生活に係る指標実績が低い ●悩みごと相談状況に変化(子ども生活実態アンケート) ◆子どもの生活実態アンケート調査では、悩み事を誰にも相談しない子どもの割合が増えており、これに関しての聞き取りも必要。保護者についても、幼稚園で声をかけて話をする中で、気付かなかった困りごとが見えてくることもある。 ◆ひとり親世帯等実態調査に回答するのも難しい状況に置かれている世帯や、声を上げられない世帯の支援のため、子どもの居場所の中などで相談コーナーを設けてほしい。 ■学校が楽しくない、家で好きなものが買ってもらえないという声。親の悩みにも起因すると感じる。親の悩みをどこに相談できるかわからない、窓口に行く時間がないという悩みも聞く。 こどもの悩みの背後には、親の悩みもあるはず(そして、相談には、相手が身近であっても勇気が要り、行政に対しては猶更。)で、相談窓口を充実したらよいのではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みごとの相談先・相談内容 ・相談を躊躇する理由 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内中学生

こども・若者、関係者等からの意見聴取について（案）

（仮）困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

聴取テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回子ども・子育て会議資料の記載事項 ◆第1回子ども・子育て会議での委員意見 ■第1回青少年問題協議会での委員意見 	主な意見聴取事項	意見聴取先
多様な困難を抱えるこどもへの支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ●こどもが複合的な困難を抱えるケースに対応するため、関係公所の連携が必要 ◆集金を支払うのが難しい家庭もあると聞いており、家庭に対する支援をもう少し拡充していく必要もあると思う。ヤングケアラーなど家庭の事情が起因となって不登校のケースも少なからずいると思うので、こうした子どもの思いや考えをアンケートで吸い上げて、救ってやるような施策があればよい。 ◆自分から行かないとサービスが受けられないが、自分から行けない人に対するアプローチを行わないと、若い人も子育てが辛いものだというイメージをもち、それなら1人で楽しんだほうがよいという考えになる人も多いと思うので、これに関しても聞いてほしい。 ■グレーゾーンの子どもが多数と感じる。プランの意見聴取でも、実態を把握してほしい。 	<p>・声を上げにくい子どもからの意見表明を担保する方法</p>	<p>岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議構成団体</p> <p>※ 社会的養護計画の中間見直しにおける意見聴取結果も活用予定</p>

こども・若者、関係者等からの意見聴取について（案）

（仮）安心して生み育てる社会環境づくりを推進する

聴取テーマ	●第1回子ども・子育て会議資料の記載事項	主な意見聴取事項	意見聴取先
・子育てしやすいまちづくり	●企業の子育て支援に係る指標実績が低い（いわて子育て応援の店協賛店舗数）	・子連れの買い物等での困りごと ・子育て応援の店の認知度	・子育てサポートセンター利用者
・ワークライフバランス	●企業の子育て支援に係る指標実績が低い（年次有給休暇の取得率）	・子育てにやさしい環境づくりに対する企業の取組状況 ・休暇取得しやすい企業とそうでない企業の差 ・若者の就職活動における認証制度の参考度合い	・ジョブカフェいわて（いわて働き方改革サポートデスク）

（仮）東日本大震災津波の影響を受けたこどもや保護者を支援する

聴取テーマ	●第1回子ども・子育て会議資料の記載事項	主な意見聴取事項	意見聴取先
・被災した子どもや家族への心のケア	●震災によりストレスを抱える子ども・若者への継続的支援が必要	・震災によりストレスを抱える子ども・若者に必要な支援	いわてこどもケアセンター

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達に程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）

○社会参画や意見表明の機会の充実 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2 こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育てに当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）

○数値目標と指標の設定 ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携 ○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保 ○こども基本法附則第2条に基づく検討

**第1回子ども・子育て会議支援計画部会の
会議結果の報告について**

【第1回支援計画部会】

1 会議日時

- (1) 会議名
第1回子ども・子育て会議支援計画部会
- (2) 日時
令和6年9月9日(月) 14:00～15:10
- (3) 会場
トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館) 第1会議室
- (4) 出席者数
部会委員6名中6名

2 議事内容

- (1) 会長、副会長の選出
会長 高橋 聡 委員 副会長 元居 桂子 委員
- (2) 岩手県子ども・子育て支援事業計画(2020～2024)の進捗状況
事務局から、計画に掲げる項目に関連する施策の実施状況について報告を行った。
- (3) 第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画素案について
事務局から、次期計画骨子、法改正及び国の基本指針改正案、国の施策の動向等を踏まえ作成した計画素案について説明し、意見を伺った。

【第1回支援計画部会】

【主な意見等】

- ・ 保育所等の定員割れが加速しているなか、幼保小接続の観点でも連携が取りやすい保育所等を活用した放課後の居場所づくりも必要ではないか。
- ・ 公的サービスにかかる計画だが、民間の取組を含めた全体像を示したうえで、公的サービスを記載する方法もあるのではないか。
- ・ 「仕事と子育ての両立のための基盤整備」の記載内容は保護者目線の施策のようだが、子どもの意見を踏まえた施策は盛り込んでいくのか。
- ・ 保育所等や放課後児童クラブにおける待機児童の有無に伴う地域間格差が生じているが、この計画のなかでどのような形で調整を行うのか。
- ・ 業務継続計画及び虐待等にかかる記載に、放課後児童クラブも対象として含めていただきたい。
- ・ 幼保小連携について、行政側から意識付けをしていただきたい。

3 今後のスケジュール

11月を目途に開催予定の第2回子ども・子育て会議支援計画部会において、中間案の協議を行うこととしている。